



# 熊本県公報

第 1 2 2 6 4 号

平成 25 年 11 月 8 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 種畜証明書の書換交付…………… (畜産課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… ( // ) 2
- 道路の区域変更…………… ( // ) 2
- 道路の区域変更…………… ( // ) 3
- 道路の区域変更…………… ( // ) 3

**公 告**

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 公共測量の終了…………… (監理課) 4
- 公共測量の実施…………… ( // ) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4

**登 載 依 頼**

- 平成 25 年度第 1 回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会…………… (鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 4
- 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会(第 6 回)の開催…………… (企業局工務課) 5

## 告 示

### 熊本県告示第 1000 号

家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
21201180004	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5 6 3 4 - 2 熊本県畜産農業協同組合(阿蘇支所)	北海道河東郡音更町駒場並木 8 番地 1 独立行政法人家畜改良センター(十勝牧場)

### 熊本県告示第 1001 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人清陽会	地域密着型特別養護老人ホーム きほう苑きらら	菊池郡菊陽町大字辛川 1 9 3 6 番地 1	平成 25 年 11 月 1 日	短期入所生活介護

### 熊本県告示第 1002 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人清陽会	地域密着型特別養護老人ホームきほう苑きらら	菊池郡菊陽町大字辛川 1 9 3 6 番地 1	平成 2 5 年 1 1 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

**熊本県告示第 1 0 0 3 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 1 月 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草郡苓北町志岐字中尾 1 8 1 5 番 1 地先から 同所 1 8 0 7 番 2 地先まで	52.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 1 1 月 8 日

**熊本県告示第 1 0 0 4 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 1 月 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大浜小天線	玉名市大浜町字勿ノ元 2 0 8 3 番 1 地先から 玉名市大浜町字下川原 2 1 6 3 番 3 地先まで	前	11.4 ～ 21.4	400.0	2 4 条 工事
			後	11.4 ～ 21.4		
				4.0 ～ 15.0	400.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 1 1 月 8 日

**熊本県告示第 1 0 0 5 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 1 月 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町柿迫 8 4 2 7 番地先から	前	4.5 ～	99.0	防交

	同所 8425番地先まで		5.4	
		後	8.4 ～ 14.8	99.0

2 区域を変更する期日 平成25年11月8日

**熊本県告示第1006号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年11月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小川八代線	八代市東陽町小浦 658番地先から 同所 1181番地の1地先まで	前	2.4 ～ 10.8	738.0	単道改
			後	5.5 ～ 37.1	738.0	

2 区域を変更する期日 平成25年11月8日

**熊本県告示第1007号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年11月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町辺田見 491番1地先から 同所 493番3地先まで	前	7.1 ～ 16.8	153.0	防安交
			後	11.0 ～ 22.7	153.0	

2 区域を変更する期日 平成25年11月8日

**公 告**

**熊本県公告第603号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市大島字角田147番2  
289.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
荒尾市大島1122番地  
松浦 陽介

**熊本県公告第604号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により八代市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同条第3項の規定により公告する。

平成25年11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量 （出来形確認測量、4級基準点測量）	平成25年4月15日から 平成25年10月11日まで	八代市田中町の一部

**熊本県公告第605号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局立野ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量 （基準点測量、地形測量、河川測量）	平成25年10月21日から 平成26年1月31日まで	阿蘇郡南阿蘇村及び菊池郡大津町の地区

**熊本県公告第606号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字須屋久保2000番2357  
396.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市豊岡2000番地116  
上村 房子  
合志市豊岡2000番地116  
上村 典洋

**登載依頼****鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成25年度第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年11月8日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成25年11月13日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
山鹿市山鹿1026-3  
熊本県鹿本地域振興局 中会議室
- 3 議題  
（1）救急告示医療機関の更新審査について  
（2）管内における健康危機管理体制について  
（3）熊本県新型インフルエンザ等行動計画について  
（4）その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

- (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
山鹿市山鹿465-2  
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県山鹿保健所総務福祉課内)  
(電話0968-44-4121)

**熊本県企業局公告第6号**

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（第6回）を次のとおり開催する。  
平成25年11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成25年11月27日（水）午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区手取本町8番9号 テトリアくまもとビル10階  
くまもと県民交流館 パレアホール
- 3 議題  
(1) 第5回の審議内容のまとめ  
(2) 撤去工事等の進捗状況  
(3) 撤去手順の見直し  
(4) 環境モニタリング調査結果（中間報告）  
(5) その他
- 4 傍聴者の定員  
20人
- 5 傍聴手続  
(1) 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（以下「委員会」という。）の傍聴を希望する者は、委員会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。  
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。  
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県企業局工務課  
電話番号096-333-2602